

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	宮崎市 児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

宮崎市長

## 公表日

令和4年10月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する父母等を対象に支給される。</p> <p>事務の概要としては、児童手当法等に基づき、認定請求、額改定請求、消滅届、現況届等を受け付け、税情報や年金情報、住民票情報を基に審査・認定処理を行う他、資格管理、支払管理、統計処理等を行っている。</p> <p>その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 児童手当・特例給付の認定請求、額改定請求、未支払請求、現況届、消滅届、氏名変更届、父母指定者指定届の受付・処理(サービス検索・電子申請機能による届出を含む)</li><li>2 1の処理に基づく受給者台帳の作成・修正</li><li>3 1の処理における税情報、住民票情報、年金加入情報、公金受取口座座情報等の関係機関への照会</li><li>4 1の処理について他市町村等関係機関からの照会に対する回答</li><li>5 1の処理について受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li><li>6 支払処理を行った受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li><li>7 申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li><li>8 寄附の申出による事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li><li>9 支払の一時差止に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li></ol>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第56項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)</p> <p>[情報提供の根拠]</p> <p>・別表第二(26、30、87、106の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第19条、第44条、第53条)</p> <p>[情報照会の根拠]</p> <p>・別表第二(74、75の項)</p> <p>・別表第二主務省令(第40条、第40条の2)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市子ども未来部保育幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市子ども未来部保育幼稚園課(市役所本庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 電話番号0985-42-7965

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	家庭等の生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給する。 これらは、児童手当法の規定に基づき、住民から提出された申請書・所得情報・住民登録情報等を基に審査を行い、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付及び処理、統計処理を行っている。	児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に児童手当を支給する。 事務の概要としては、児童手当法等に基づき、認定請求、額改定請求、消滅届、現況届等を受け付け、税情報や年金情報、住民票情報を基に審査、認定処理を行う他、資格管理、支払管理、統計処理等を行っている。 その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する。 1 児童手当・特例給付の認定請求、額改定請求、未支払請求、現況届、消滅届、氏名変更届、父母指定者指定届の受付・処理(サービス検索・電子申請機能による届出を含む) 2 1の処理に基づく受給者台帳の作成・修正 3 1の処理における税情報、住民票情報、年金加入情報等の関係機関への照会 4 1の処理について他市町村等関係機関からの照会に対する回答 5 1の処理について受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む) 6 支払処理を行った受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む) 7 申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む) 8 寄附の申出による事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む) 9 支払の一時差止に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)	事前	事務の見直し(子育てワンストップサービスを含む)
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部 子ども課	宮崎市福祉部子ども未来局保育幼稚園課	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 羽木本 光男	課長 川辺 英智	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	宮崎市福祉部子ども課(市役所本庁舎1階)	宮崎市福祉部子ども未来局保育幼稚園課(市役所本庁舎1階)	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 川辺 英智	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二(26、87の項) ・別表第二主務省令(第19条、第44条) [情報照会の根拠] ・別表第二(74、75の項) ・別表第二主務省令(第40条、第40条の2)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二(26、30、87、106の項) ・別表第二主務省令(第19条、第44条、第53条) [情報照会の根拠] ・別表第二(74、75の項) ・別表第二主務省令(第40条、第40条の2)	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	宮崎市福祉部子ども未来局保育幼稚園課	宮崎市子ども未来部保育幼稚園課	事後	重要な変更事項でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	宮崎市福祉部子ども未来局保育幼稚園課	宮崎市子ども未来部保育幼稚園課	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年10月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する父母等を対象に支給される。</p> <p>事務の概要としては、児童手当法等に基づき、認定請求、額改定請求、消滅届、現況届等を受け付け、税情報や年金情報、住民票情報を基に審査・認定処理を行う他、資格管理、支払管理、統計処理等を行っている。</p> <p>その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当・特例給付の認定請求、額改定請求、未支払請求、現況届、消滅届、氏名変更届、父母指定者指定届の受付・処理(サービス検索・電子申請機能による届出を含む)</li> <li>2 1の処理に基づく受給者台帳の作成・修正</li> <li>3 1の処理における税情報、住民票情報、年金加入情報等の関係機関への照会</li> <li>4 1の処理について他市町村等関係機関からの照会に対する回答</li> <li>5 1の処理について受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>6 支払処理を行った受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>7 申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>8 寄附の申出による事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>9 支払の一時差止に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> </ol>	<p>児童手当は、家庭等の生活の安定に寄与するとともに次世代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育する父母等を対象に支給される。</p> <p>事務の概要としては、児童手当法等に基づき、認定請求、額改定請求、消滅届、現況届等を受け付け、税情報や年金情報、住民票情報を基に審査・認定処理を行う他、資格管理、支払管理、統計処理等を行っている。</p> <p>その中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを使用して以下の事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童手当・特例給付の認定請求、額改定請求、未支払請求、現況届、消滅届、氏名変更届、父母指定者指定届の受付・処理(サービス検索・電子申請機能による届出を含む)</li> <li>2 1の処理に基づく受給者台帳の作成・修正</li> <li>3 1の処理における税情報、住民票情報、年金加入情報、公金受取口座情報等の関係機関への照会</li> <li>4 1の処理について他市町村等関係機関からの照会に対する回答</li> <li>5 1の処理について受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>6 支払処理を行った受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>7 申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>8 寄附の申出による事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> <li>9 支払の一時差止に係る事務処理及び受給者への通知(マイナポータルのお知らせ機能による通知を含む)</li> </ol>	事後	重要な変更事項でないため
令和4年10月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため